

## 平成22年度から軽自動車税の納期を

# 「5月1日から5月31日まで」に変更します

市では、平成22年度から軽自動車税の納期を従来の「4月11日から30日まで」から「5月1日から31日まで」に変更します。

これは、軽自動車の登録・廃車の手続きが多くなる3月から4月を避け、より一層、正確で効率的な課税を目指すとともに、各種市税の納期の分散化を目的としています。

問い合わせ先 税務課市民税係 ☎⑤1134



### 平成22年度軽自動車税 納税通知書の送付

平成22年度軽自動車税納税通知書は、4月30日(金)に軽自動車税の納税義務者のかたに送付します。

### 車検用納税証明書の 有効期限について

発行済みの平成21年度納税証明書(車検用)には、有効期限が「平成22年4月28日」と記載されていますが、納期の変更に伴い有効期限を1か月延長するよう三重県軽自動車検査協会および三重運輸支局に読み替えを依頼していま

## 軽自動車の廃車手続きをせずに 放置していませんか？

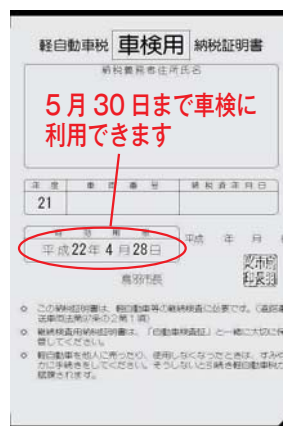
軽自動車税は、毎年4月1日現在に軽自動車を所有しているかたに課税されます。

故障して使用していなくても、廃車の手続きがされていないと軽自動車税が課税されることとなります。

軽自動車を使用しなくなったときは、速やかに廃車の手続きをお願いします。

廃車手続きの受付場所は、軽自動車の種類によって異なりますのでご注意ください。

- 軽自動車  
軽自動車検査協会三重事務所 ☎059-234-8431
- 250cc を超えるオートバイ  
三重運輸支局 ☎050-5540-2055
- 125cc を超え250cc 以下のオートバイ  
三重県軽自動車協会 ☎059-234-8611
- 125cc 以下のオートバイ  
税務課または市内各連絡所



すので、平成22年5月1日から5月30日までの間に車検を受ける場合でも、お手持ちの納税証明書をそのままお使いいただけます。

なお、納税証明書を紛失された場合は、税務課または市内各連絡所において、無料で車検用納税証明書を発行しますのでご利用ください。

### 身体障がい者などのかたの 軽自動車税の減免手続き

身体障がい者などのかたの軽自動車税の減免手続きについても、納期の変更に伴い次のとおり受け付けます。

手続きに必要な物

運転免許証、障害者手帳、平成22年度軽自動車税納税通知書、印鑑

受付場所 税務課  
受付期限 5月24日(月)

くわしくは、税務課市民税係へ  
問い合わせてください。